

# I 県北家畜保健衛生所の概要

## 1 沿革

- 昭和24年 8月 1日 川西家畜保健所として旧川西町(現大田原市)に設置
- 昭和24年 8月 5日 野崎家畜保健所として旧野崎村(現大田原市)に設置
- 昭和25年 9月 1日 家畜保健衛生所法の施行により川西及び野崎家畜保健衛生所と改称
- 昭和26年 3月31日 氏家家畜保健衛生所を旧氏家町(現さくら市)に設置
- 昭和28年 3月31日 野崎家畜保健衛生所を狩野家畜保健衛生所と改称し、狩野村(現那須塩原市)に移転
- 昭和29年 8月16日 那須家畜保健衛生所を那須町に設置
- 昭和41年 4月 1日 川西、狩野、那須家畜保健衛生所を西那須野家畜保健衛生所として整備統合、那須家畜保健衛生所を那須支所と改称、川西家畜保健衛生所を廃止
- 昭和42年 3月31日 西那須野町(現那須塩原市) 狩野に新築移転
- 昭和46年 4月 1日 那須支所を廃止し、検査課を新設
- 昭和55年 4月 1日 現在地に新築移転
- 平成12年 4月 1日 氏家家畜保健衛生所管内の那須郡4町(現那須烏山市、那珂川町)を管内に組み入れ、県北家畜保健衛生所と改称、氏家家畜保健衛生所を廃止
- 平成15年 4月 1日 県北家畜保健衛生所附属検査施設を県酪農試験場(現畜産酪農研究センター)敷地内に新設

## 2 所在地

[県北家畜保健衛生所]

〒329-2713 栃木県那須塩原市緑2丁目12-14

TEL 0287-36-0314 FAX 0287-37-4825

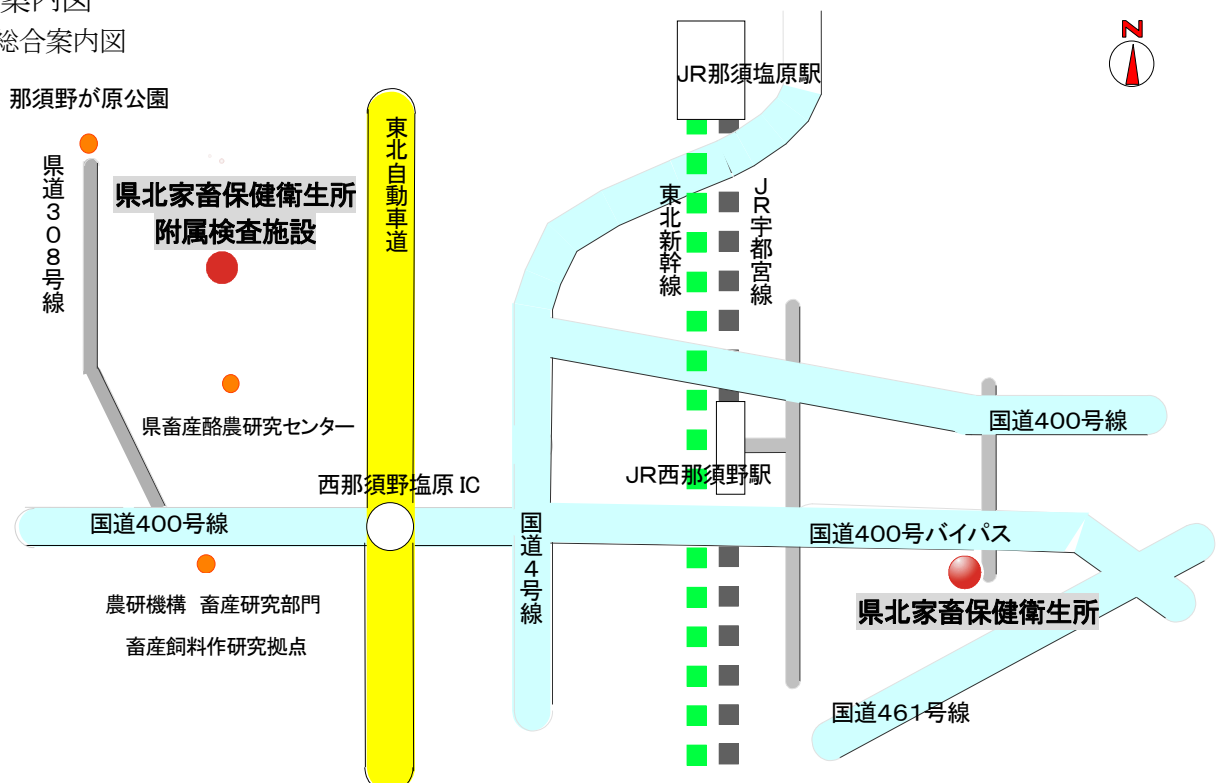
[県北家畜保健衛生所附属検査施設]

〒329-2747 栃木県那須塩原市千本松298-24

TEL 0287-37-7212 FAX 0287-39-7202

## 3 案内図

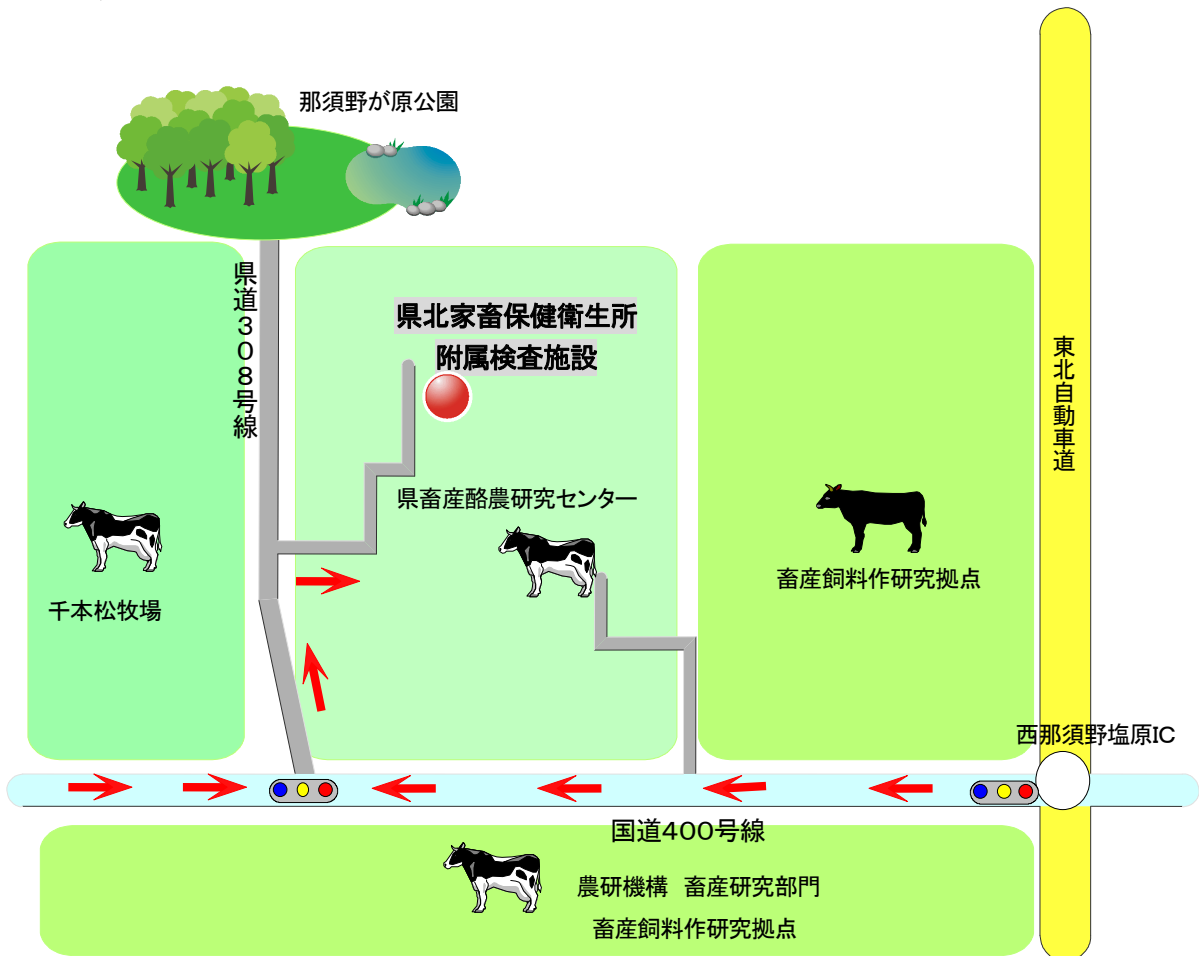
◇総合案内図



◇県北家畜保健衛生所案内図



◇県北家畜保健衛生所附属検査施設案内図



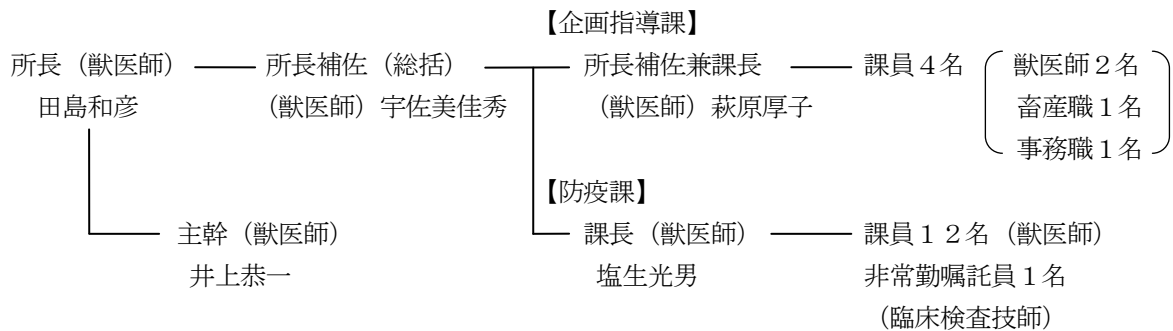
## 4 組織及び業務内容

県北家畜保健衛生所は、家畜保健衛生所法（昭和25年法律第12号）に基づき、栃木県行政機関設置条例（昭和39年3月条例第1号）により、地方における家畜衛生の向上を図り、もって畜産の振興に資することを目的に設置されている。

### (1) 組織（平成28年4月1日現在）

〔人 員〕 21名（獣医師19名、畜産職1名、事務職1名）

〔職員構成〕



### (2) 業務内容

栃木県行政組織規程（昭和39年4月 規則第27号）第28条に基づく県北家畜保健衛生所の主な分掌事務は次のとおりである。

#### ア 企画指導課

- 公印の保管並びに予算、決算及び会計事務に関すること。
- 職員の服務に関すること。
- 物品の出納保管及び県有財産の維持管理に関すること。
- 家畜衛生業務の企画調整に関すること。
- 動物薬事に関すること。
- 獣医師及び獣医療に関すること。
- 家畜人工授精師、削蹄師及び装蹄師に関すること。
- 獣医畜産技術の普及及び研修会に関すること。
- 家畜衛生統計に関すること。
- 畜産環境対策に関すること。
- 家畜衛生に関する思想の普及及び向上に関すること。

#### イ 防疫課

- 家畜伝染病の防疫に関すること。
- 家畜伝染性疾病の防疫に関すること。
- 家畜の生産衛生に関すること。
- 牧野衛生に関すること。
- 病性鑑定に関すること。
- 細菌学的検査に関すること。
- 免疫学及び血清学的検査に関すること。
- 病理学及び血液学的検査に関すること。
- 原虫及び寄生虫学的検査に関すること。
- 生化学的検査に関すること。
- 家畜の保健衛生上必要な試験、研究、調査及び検査に関すること。

## 5 管内の概要

### (1) 管内の特色

管内は、栃木県の北部に位置し、本県畜産の主産地である那須地域の3市2町を管轄区域としており、特に酪農が盛んである。また、北は福島県、東は茨城県に隣接していることから、県境における防疫にも留意しながら事業を実施している。

管内の家畜の飼養状況について、乳用牛は、飼養戸数は512戸で県内の約68%、飼養頭数は39,509頭（飼養戸数及び頭数は平成28年2月1日現在の定期報告数。以下同じ。）で県内の約71%を占め、本州一の生乳生産量を誇る那須塩原市を中心に酪農地帯を形成している。飼養戸数は減少傾向にある一方、大規模化が進んでいる。また、那須共同利用模範牧場、那須塩原市八郎ヶ原放牧場、大田原市大野放牧場を有し、優良後継牛の育成に努めている。

肉用牛は、飼養戸数は482戸、飼養頭数は42,492頭で、ともに県内の50%を越え、那須塩原市、那須町を中心として県内有数の繁殖地帯であり、矢板家畜市場への出荷頭数も多い。

豚は、飼養戸数は52戸で県内の約37%であるが、飼養頭数は236,916頭で約66%を占めており、企業経営による大規模経営が多い。都市部では混住化の進展による飼養農家の減少がみられるものの、周辺部では立地を活かして規模拡大が進んでいる。

鶏は、採卵鶏の飼養戸数は62戸で県内の約22%（うち100羽以上飼養者は23戸）、飼養羽数は約897千羽で県内の約23%であり、養豚同様飼養戸数の減少があるものの、県内最大規模の農場があり、飼養羽数は増加している。肉用鶏の飼養戸数は9戸で約31%（うち100羽以上飼養者は3戸）、飼養羽数は約107千羽で約23%であり、中小規模の経営が多い。

馬は、飼養戸数は35戸で約43%、飼養頭数は346頭で約38%であり、優秀な競走馬の生産や育成が行われるとともに、近年は観光資源として、展示施設や乗馬クラブの馬が増加している。

蜂は、飼養者は92戸で県内の約38%、飼養群数は1,488群で約33%（平成28年1月1日現在の届出数）が飼養されており、採蜂のほか施設園芸（いちご等）の増産にも寄与している。また、近年は、西洋蜜蜂、日本蜜蜂の趣味による飼養が増えている。

なお、当所では、平成15年度から附属検査施設において、家畜伝染病予防法及び牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）に基づく死亡牛のBSE検査のための県内全域の検査対象牛の際材及び一時保管を行っている。

### (2) 管内図

